

自主防災会 規約

(名 称)

第1条 この会は、_____ 自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、_____ におく。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害等（以下「地震等」という。）の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、_____ 地区にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会 長 _____ 名
- (2) 副会長 _____ 名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監査役 _____ 名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の内任期は、2年とする。ただし再任することができる。

(役員の内務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び幹事会をおく。

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(会 費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経 費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

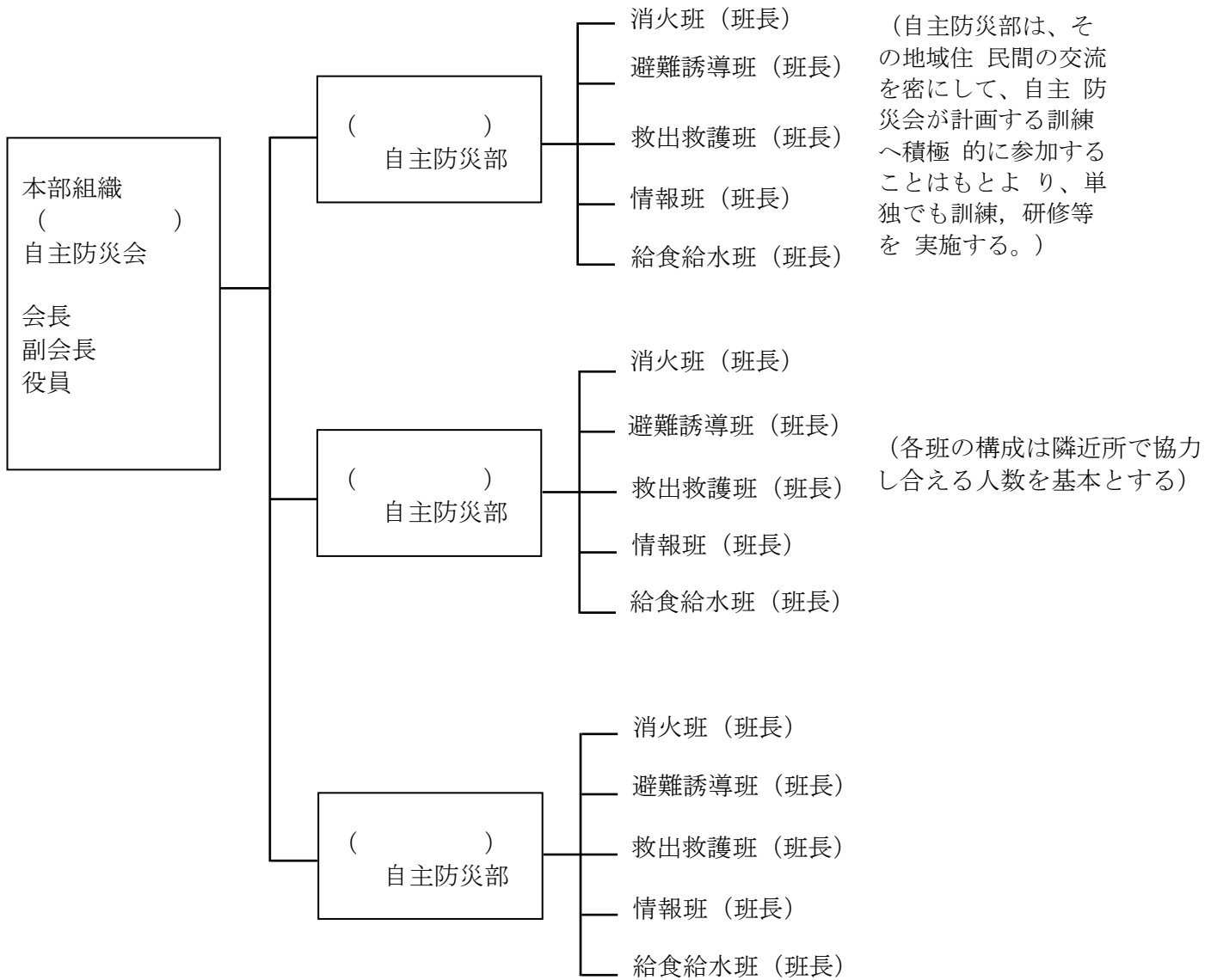
2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

別表第1 (第4条関係)

自主防災組織編成例



備考

- 1 住民組織の機構(活動分野)の1つとして自主防災組織を位置づけることが地域活動の一体性を図るうえで好ましいものであること。
- 2 この表はあくまで例示であり、各班の構成は地域の実情(例えば、がけ崩れのおそれのある地域では巡視班、水害のおそれのある地域では水防班を置くなど)に応じて編成することが望ましい。

別表第2（第4条関係）

自主防災組織各班の役割例

活動概要 班編成	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> ○各班の役割は、これを分担するそれぞれの班が中心となり、これに他の班が協力して実施する。この活動により、区域内の住民の防災に対する関心を維持し、災害時における行動力を養う。 ○火気使用設備器具等の点検 ○石油類、プロパンガスボンベ等の管理状況の点検 ○消火用資機材の準備と点検 ○初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の実情に応じた活動体制をとる。例えば、火災の心配のない場合には、消火班は他の班の活動を支援する。このような方法で全班が協力して災害に対処する。 ○出火防止及び初期消火活動 ○地震時における出火防止の呼びかけ
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路・避難場所の周知と現状の把握 ○要配慮者の把握 ○避難誘導用資機材の準備と管理 ○避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な避難場所の指示 ○要配慮者の避難と手助け ○避難誘導
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○負傷者等の救出と応急手当用資機材の準備と管理 ○応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の把握及び救護所等への搬送 ○負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及 ○研修会等の開催 ○情報収集・伝達用資機材の準備と管理 ○情報の収集・伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集と伝達 ○防災機関に対する災害状況の通報 ○避難勧告等の伝達
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料水等の備蓄物資の備えの呼びかけ ○炊飯用具等の準備と管理 ○炊き出し訓練の実施 ○給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急物資・応急給水等の実施 ○炊き出し等の給食活動 ○給水活動
その他地域の実情に応じて必要とされる班	<p>例えば、がけ崩れのおそれのある地域では巡視班、水害のおそれのある地域では水防班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。</p>	